



2025(令和7)年1月版 第9号

発行人:

一般社団法人おおた労務管理協会 代表理事 音田崇幸

〒143-0027 東京都大田区中馬込 1-1-17-1F

TEL:03-3776-5562 FAX:03-3776-5563

Mail:otaromu@ota-sg.com

新年のご挨拶

旧年中も大変お世話になりました、誠にありがとうございました。

旧年は、世界そして日本でもインフレ圧力が強まり、特に中小企業にとって苦しい環境が続きました。物価のみならず大企業を中心に賃金も上昇する中で、中小企業は人不足と支払余力の減衰の板挟みとなり、高齢化と相まって市場から退出する経営者が続出しました。

元気ある大田区において中小企業支援を標榜する私共は、これらの逆風に負けず、引き続きブレることなく、人を大切に作る経営を推進してまいります。

私自身は、家族を守ること、働いてくださる方々を守ること、お客様に貢献すること、そのために仕事を頑張ることが、すなわち世界に貢献できることだということを再確認し、私や私の家族に恩恵を授けてくださった皆様に改めて感謝申し上げますとともに、皆様への私からのさらなる貢献を誓います。

新年の始まりをお慶び申し上げます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

一般社団法人おおた労務管理協会
代表理事 音田崇幸

会員募集中

一般社団法人おおた労務管理協会では会員を募集しています。協会は、働き方改革等で中小企業の経営環境が激変する中、適切な労務管理の実現のために各種セミナーや経営情報の提供を行うと共に、会員同士

の交流のために異業種交流会などを開催し、会員の経営と労務の向上に資することで、地元大田区の方々に貢献することを目指しています。

会員の特典としては、イベント・セミナーの無料参加または割引、会員間の異業種交流会、会員企業の従業員のための福利厚生共済事業などがあります。

会費は正会員年 30,000 円(月 2,500 円、消費税対象外)となります。ご紹介・お問い合わせは下記までお気軽にご連絡ください。

担当：音田崇幸(オトダタカユキ、TEL:03-3776-5562、Mail:otaromu@ota-sg.com)

令和7年1月6日現在当協会会員数：32名



TOPICS

①マイナ保険証に関する企業の対応

令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際、マイナ保険証を使うルールがスタートしました。これに伴い日本年金機構では、企業が提出する「被保険者資格取得届」と「被扶養者(異動)届」の様式を変更しました。全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している企業は、これらの届出の際、注意が必要です。本稿では、様式の変更点などを説明します。

1. 資格確認書

マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

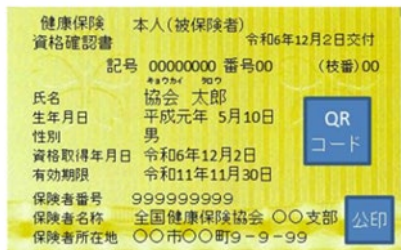
令和6年12月2日から、医療機関や薬局を利用する際、マイナ保険証を使うことが原則となったことに伴い、企業が行う社会保険の手続きが、少し変わりました。

企業の担当者は、社員が入社した時には「被保険者資格取得届」、従業員に赤ちゃんが生まれるなどして被扶養者が生じた時には「被扶養者(異動)届」を年金事務所に提出します。そうすると、これまでは、協会けんぽに加入している企業に対し健康保険証が送られてきました。しかし、現在、健康保険証は送られてきません。

ただ、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードを持っていても健康保険証として利用登録していない方に配慮して、協会けんぽが希望者に「資

格確認書」を発行しています。資格確認書があれば、マイナンバーカードがなくても、保険適用で医療機関や薬局を利用できます。

資格確認書は次の図のように、従来の健康保険証と同じプラスチック製のカードで、色は黄色です。有効期間は、最大で5年となっています。



※全国健康保険協会「健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）に関する制度説明資料（令和6年5月）」より

2. 発行要否欄

資格確認書の導入に伴って、下図のように、「被保険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」に、資格確認書の発行要否欄が設けられました。

企業の担当者が、資格確認書の発行が必要かどうかを聞いて、必要であれば、発行要否欄のチェックボックスにチェックを入れます。そうすると、協会けんぽから企業に資格確認書が送られてくるので、従業員に渡してください。

企業は、原則として、新しい届出書を使って手続きを行うこととなりますが、やむをえず旧届出書を使う場合には、備考欄に「資格確認書要」と書いて提出してください。なお、旧届出書は、令和7年2月28日までで受付を終了する予定です。

資格確認書が必要であるにもかかわらず、発行要否欄にチェックを入れ忘れた場合でも、協会けんぽが調査して資格確認書を発行してくれます。ただし、発行まで2カ月程度かかるので、注意してください。

また、すでに被保険者、被扶養者となっている人が資格確認書を必要とする場合には、協会けんぽに直接、資格確認書交付申請書を提出すれば、発行してもらえます。

被保険者資格取得届

被扶養者（異動）届

3. さいごに

現在持っている協会けんぽ発行の健康保険証も、最長で令和7年12月1日まで使うことができます。従業員には、早めに、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録するよう促すとよいでしょう。

②ストレスチェック義務化の見通し

従業員へのストレスチェックの実施義務が、現在の「従業員 50 人以上の事業場」から拡大される見通しとなりました。厚生労働省が今年 11 月 1 日に公表した「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」の中間とりまとめに、「50 人未満の全ての事業場に拡大することが適当」と記載されたためです。拡大の時期などは未定ですが、今から関心をもっておく必要がありそうです。本稿では、ストレスチェックの概要、導入の手順などについて説明します。

1. ストレスチェックの概要

ストレスチェックは、ストレスに関する質問票（選択式）に従業員が答え、その回答を分析することで、ストレスの状態を調べる簡易検査です。労働安全衛生法に定められ、2015年12月から、従業員50人以上の事業場で年1回の実施が義務付けられました。50人未満の事業場は努力義務にとどまっています。

質問票は、①ストレスの原因、②ストレスによる心身の自覚症状、③労働者に対する周囲のサポートの3項目が含まれていれば、特に指定はありません。厚生労働省は、同省作成の57項目の質問票を推奨しています。質問票のイメージは次ページをご参照ください。

回答を分析した結果、ストレスが高いと判断された従業員から申し出があった場合、企業は、医師の面接指導を受けさせる義務があります。医師の意見によっては、企業は、仕事を減らすなどの措置を講じます。

質問票のイメージ	そう だ	そま うだ	ちが やう	ち がう
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない……………	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない……………	1	2	3	4
最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる……………	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ……………	1	2	3	4
あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司……………	1	2	3	4
2. 職場の同僚……………	1	2	3	4

ストレスチェックの実施には、様々な注意点がありません。例えば、ストレスチェックは、医師や保健師などの専門家しか実施できません。社長や人事担当者が行うことはできないのです。高ストレス者への面接指導を行う医師も確保しなければなりません。また、専門家が実施したストレスチェックの結果は、従業員の同意がないと企業側に提供されません。プライバシーの保護にも注意が必要です。

2. 導入に向けた準備

導入に向けた準備も大切です。まず、メンタル不調の防止のためにストレスチェックを実施する旨の方針を、全従業員に示します。次に、事業場の衛生委員会などで実施方法を話し合います。話し合う必要がある事項は下図をご参照ください。

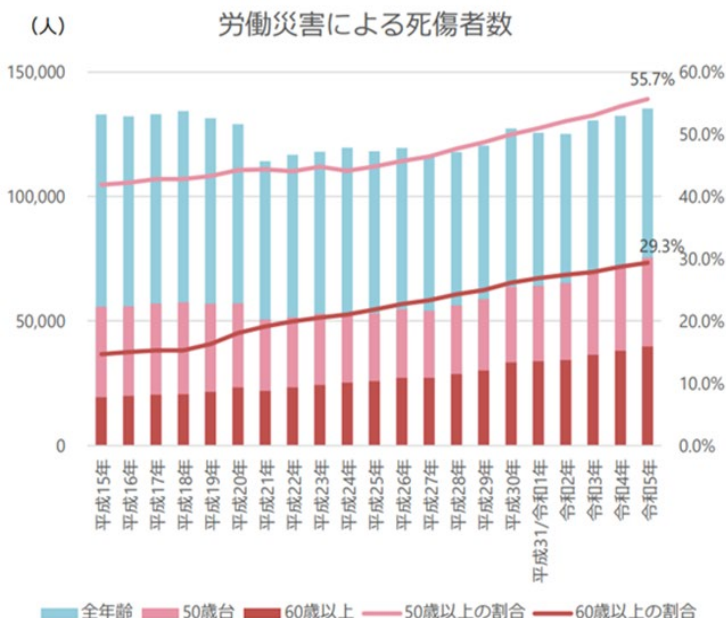
決まった内容は、社内規定として明文化し、全労働者に周知します。

③高年齢労働者の労働災害

人手不足に悩む多くの企業で、キャリア豊富な高齢者の働きに期待をかけていることと思います。他方、高齢労働者の増加に比例して、高齢労働者の労働災害が業種を問わず増えています。本稿では、高齢者の労働災害の状況と、政府の安全衛生対策の動向についてお伝えします。

1. 労災被害者の3割は60歳以上

厚生労働省の調査によると、令和5年に労働災害で死亡、または4日以上休業した人は計135,371人で、このうち60歳以上が29.3%の39,702人に上っています。60歳以上の死傷者数は、右肩上がりが増えていきます。



背景には、労働者数に占める60歳以上の割合が高まってきたこと、加齢によって身体機能が低下し、事故を起こしやすいことがあります。

高齢者が被災しやすい労働災害は、「墜落・転落」と「転倒」です。「墜落・転落」は、建設業だけでなく、小売業、社会福祉施設、飲食店、医療保険業、金融業、教育・研究業、製造業、陸上貨物運送業のいずれも、加齢に応じ発生率が上昇する傾向があります。「転倒」も、業種に関わらず、おおむね同じ傾向が見られます。

また、労働災害による休業の見込み期間も、年齢が上がるにしたがって長期化する傾向があります。

2. 低調な企業の対策

高齢者の労働災害を防ぐため、政府は令和2年3月に「エイジフレンドリーガイドライン」（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を定めました。ガイドラインでは、身体機能の低下を補う設備・装置導入などの職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況把握と対応などを企業に呼び掛けています。しかし、令和5年の調査では、「対策に取り組んでいる」と答えた事業所が19.3%にとどまっています。

60歳以上の高齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高齢労働者の労働災害防止対策に関する方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

取り組みが低調な現状を受け、厚生労働省の労働政策審議会安全衛生分科会では令和6年度、高齢者の労働災害防止対策の強化について、議論が重ねられています。11月22日に発表された報告書では、「高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることが適当である」という内容が盛り込まれました。

政府は今後、労働安全衛生法の改正などを通じて、企業により強く取り組みを促すことになりそうです。

3. さいごに

厚生労働省サイトでは、高齢労働者の安全衛生に関する資料やリーフレットが公表されています。転倒・腰痛予防を図る体操、高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト、企業の取り組み事例等の情報が発

信されておりますので、取り組みを進める際には、ご参考になさるとよいでしょう。

④教育訓練給付金の拡充

2024年10月から、雇用保険の「教育訓練給付金」が拡充されました。教育訓練給付金は、厚生労働大臣指定の教育訓練を受講、修了した労働者に、受講費用の一部が雇用保険から支給される制度です。厚生労働省は、拡充により、労働者の主体的なスキルアップやリスキリングにつながることを期待しています。本稿では、教育訓練給付金の基本的なしくみと、今回の拡充のポイントについてお伝えします。

1. 基本的なしくみ

教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定訓練は、約16,000講座もあります。オンライン受講や夜間・土日受講が可能なものもあり、厚生労働省の検索システムで探すことができます。約16,000の講座は、レベルや訓練期間、給付手続きなどの違いにより、「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」「一般教育訓練」の3種類の給付金に分かれます。主な講座は次のようになっています。

「専門実践教育訓練」の給付金は、2024年9月30日以前に受講開始した場合、最大で受講費用の70%（年間上限56万円）でした。これに対し、2024年10月1日以降に受講開始し、修了後の賃金が受講開始前と比べて5%以上アップした場合には、受講費用の10%（年間上限8万円）が追加支給され、給付率は合計80%（上限64万円）となります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の80% 【年間上限64万円】 を受講者に支給 ※2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給	最大で受講費用の50% 【上限25万円】 を受講者に支給 ※2024年9月までに開講する講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給	受講費用の20% 【上限10万円】 を受講者に支給

例えば、訓練期間2年間、入学料10万円、6か月ごとの受講料が各40万円で、修了後資格を取得したケースを想定します。給付金は、拡充前だと合計112万円ですが、拡充後は、賃金5%アップの条件を満たせば、さらに16万円が追加され計128万円となります。

「特定一般教育訓練」の給付金は、2024年9月30日以前に受講開始した場合、最大で受講費用の40%（上限20万円）でした。これに対し、2024年10月1日以降に受講開始し、資格を取得して就職した場合には、受講費用の10%（上限5万円）が追加支給され、給付率は合計50%（上限25万円）となります。

訓練期間3か月、入学料5万円、受講料25万円のケースでは、拡充前の給付金は12万円でしたが、拡充後は、資格を取得して就職した場合に3万円が追加支給され、計15万円となります。

3. さいごに

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間など細かい条件があります。詳しくは、厚生労働省のサイトを参考にしてください。

●専門実践教育訓練給付 ●特定一般教育訓練給付 ●一般教育訓練給付

- 輸送・機械運転関係**
 - ◇大型自動車第一種・第二種免許 ●●
 - ◇中型自動車第一種・第二種免許 ●●
 - ◇大型特殊自動車免許 ●●
 - ◇フォークリフト運転技能講習 ●●
 - ◇けん引免許 ●●
 - ◇一等無人航空機操縦士 ●●他
- 情報関係**
 - ◇第四次産業革命スキル習得講座 ●
 - ◇ITSS レベル2の資格取得を目指す講座 ●●
 - ◇IT パスポート ●
 - ◇Web クリエイター ●
 - ◇CAD 利用技術者 ● 他
- 専門的サービス関係**
 - ◇キャリアコンサルタント ●●●
 - ◇社会保険労務士 ●●
 - ◇ファイナンシャル・プランニング技能検定 ●●●
 - ◇税理士 ●●
 - ◇中小企業診断士 ●●● 他
- 事務関係**
 - ◇Microsoft Office Specialist ●
 - ◇簿記検定（日商簿記） ●
 - ◇実用英語技能検定（英検） ●
 - ◇TOEIC、TOEFL iBT、IELTS ●
 - ◇登録日本語教員 ●●● 他
- 医療・社会福祉・保健衛生関係**
 - ◇介護福祉士 ●●●
 - ◇社会福祉士 ●●●
 - ◇保育士 ●●●
 - ◇看護師・准看護師 ●●●●
 - ◇はり師 ●●●
 - ◇美容師 ●●● 他
- 営業・販売関係**
 - ◇調理師 ●●●
 - ◇宅地建物取引士 ●●●
 - ◇インテリアコーディネーター ●
 - ◇パーソナルカラーリスト検定 ●
 - ◇国内旅行業務取扱管理者 ● 他
- 技術・製造関係**
 - ◇測量士補 ●●●
 - ◇電気工事士 ●●●
 - ◇自動車整備士 ●●●●
 - ◇建築士 ●●●
 - ◇技術士 ●●●
 - ◇製菓衛生師 ●●● 他
- 大学・専門学校等の講座関係**
 - ◇職業実践専門課程 ●
 - ◇職業実践力育成プログラム ●●●
 - ◇キャリア形成促進プログラム ●●●
 - ◇専門職学位 ●
 - ◇修士・博士 ● 他

2. 拡充された給付金

3種類のうち、「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」の給付金が、2024年10月から拡充され、給付率は次のようになりました。

従業員のスキルアップは、企業にとっても大きな武器となります。教育訓練給付金について、従業員に積極的に周知することをお勧めします。ご不明の点は、ハローワークへお問い合わせください。本会でも相談に応じますので、いつでもお声がけください。